

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、プラズマローゲン研究会と称する。

第2条 (事務局) 本会の事務局は、下記に置く。

〒812-0025 福岡県福岡市博多区店屋町 6-18-6 F

第3条 (目的)

本会は、アルツハイマー病及び脳疲労の予防医学に関する研究の発展のため、会員相互が広く意見を交換し、かつ親交を深めることにより、医療の進歩に貢献することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1.原則として年1回以上の研究集会を開催する。
2. アルツハイマー病及び脳疲労の予防医学に関する研究資料の収集、他学会、研究会との知識の交流、講習会などの学術活動を行う。
- 3.会員名簿を発行する。
- 4.その他目的を達成するための事業を行う。
5. 非営利団体とする。

第2章 会員

第5条 (種類)

本会の会員は、個人会員、賛助会員の二種とする。

- 1.個人会員は、本会の趣旨に賛同する個人で、所定の会費を負担するものとする。賛助会員は、本会の趣旨に賛同する団体または個人で、所定の会費を負担するものとする。
- 2.会員となるには、所定の入会申込用紙に必要事項を記入し、会費を添えて事務局に申し込む。

第6条 (会費)

会費は、当分の間次のように定める。

- 1.学会会員 年額 10,000 円
- 2.賛助会員 年額 (1口) 100,000 円

第7条 (会員の資格喪失)

会員が次に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1.退会したとき。
- 2.禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
- 3.死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- 4.理由なく2年以上会費を滞納したとき。
- 5.除名されたとき。

第8条（退会）

会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を世話人代表に提出しなければならない。

第9条（除名）

会員が次に該当する場合には、総会の議決を経て、世話人代表が除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1.本会の定款又は規則に違反したとき。
- 2.本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

第10条（役員）

本会には下記の役員を置く。

- 1.顧問 若干名
- 2.世話人会
世話人 若干名
世話人代表 1名、世話人副代表 1名
- 3.事務局は世話人代表の所属機関に置く。
会計 1名
- 4.顧問は、世話人会の推薦、承認を得て世話人代表がこれを文書により委嘱する。とくに任期は定めない。
- 5.世話人は、会員中から選任され、世話人会を構成する。任期は2年とし再任を妨げない。
- 6.世話人会は推薦により世話人代表を選出する。
- 7.世話人代表は必要に応じて世話人会を召集する。

第4章 運営

第11条（運営）

本会の運営は、世話人会が行う。

- 1.世話人会は、必要に応じて世話人代表が召集する。
- 2.世話人会は、顧問、世話人代表、会計監査、会員の入会、研究会の開催などの重要事項に

ついて審議する。

3.世話人会は、幹事、会計を選出し、会務に当たらせる。

第12条（研究会会長）

研究会会長は世話人会が選出し、世話人代表がこれを委嘱する。

1.研究会会長は、研究集会を開催する。

第13条（年次報告） 世話人代表は年度末に次の報告を行う。

1.事業計画並びに事業報告、収支予算並びに決算

2.財産目録（会費、寄付金、その他）

3.世話人会で必要と認めた事項

4.その他

第14条（事務）

本会の事務的事項の処理は、世話人代表が会計に委嘱することができる。

第15条（会計年度）

本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、その年の12月末日に終わる。財産は郵便貯金または銀行預金として事務局に保管する。

付 則

1.本会則は世話人の1/2以上の賛成をもって変更することができる。

2.本会則は2014年1月7日より施行する。